

埼玉労働局
発表
令和2年1月31日

担当	埼玉労働局労働基準部監督課 課長 長澤 篤 特別司法監督官 木下勝規 電話 048-600-6204
----	-------------------------------------------------------------

年末建設工事現場一斉監督の実施結果について ～87現場のうち6割の現場で労働安全衛生法に違反～

埼玉労働局管内労働基準監督署では、年末・年始無災害運動の一環として、令和元年12月2日（月）から12月13日（金）までの間、**建設工事現場に対する一斉監督**を実施しました。

年末は、長期休暇を控えて現場内での作業が輻輳すること等から、**労働災害が特に発生しやすい時期**であるため、集中的な監督を実施したものです。

【監督実施結果の概要】

○監督実施建設工事現場数

- ・監督を実施した建設工事現場数は **87 現場**
(下請事業者を含めた全事業者数は 465 事業者)

○労働安全衛生法違反の状況

- ・87 建設工事現場のうち、何らかの労働安全衛生法違反のあった建設工事現場数は **52 現場 (59.8%)**、下請事業者を含めた違反事業者数は 112 事業者 (24.1%)

高所作業において墜落防止措置（囲いや手すり等の設置）が講じられていないなど、重篤な労働災害につながるおそれがあるとして、**設備の使用停止命令等の行政処分**を行った建設工事現場数は **5 現場** (11 事業者)

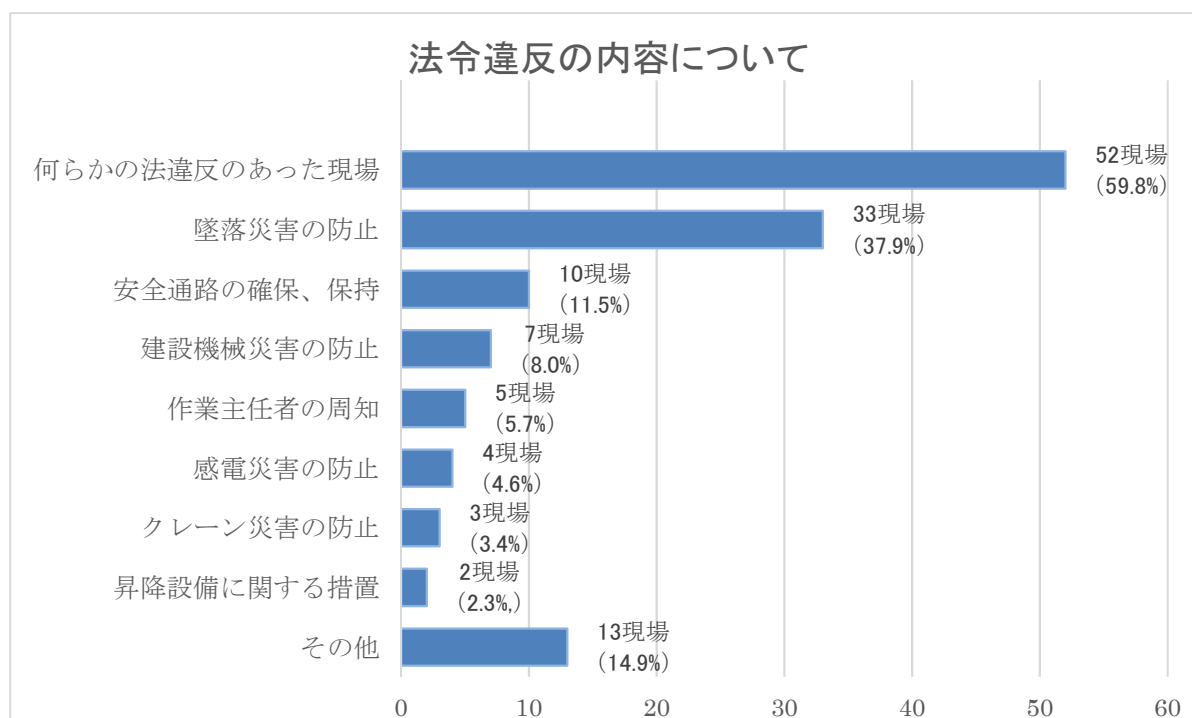
年末建設工事現場一斉監督の実施結果（埼玉労働局）

1 建設工事現場一斉監督実施結果

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
監督実施建設工事現場数	109	109	87
うち違反建設工事現場数	55 (50.5%)	70 (64.2%)	52 (59.8%)
うち使用停止等処分工事現場数	9 (8.3%)	7 (6.4%)	5 (5.7%)
監督実施事業者数	787	724	465
元請事業者数	109	109	87
うち違反事業者数	49 (45.0%)	70 (64.2%)	44 (50.6%)
下請事業者数	678	615	378
うち違反事業者数	74 (10.9%)	102 (16.6%)	68 (18%)
使用停止等命令書交付事業者数	15 (1.9%)	14 (1.9%)	11 (2.4%)

2 労働安全衛生法違反の状況

監督実施建設工事現場 87 現場のうち「何らかの法違反のあった現場」は 52 現場 (59.8%) であり、違反の内容は、「墜落災害の防止」違反が 33 現場 (37.9%) と最も多く、次いで、「安全通路の確保、保持」違反が 10 現場 (11.5%)、「建設機械災害の防止」違反が 7 現場 (8.0%)、「作業主任者の周知」違反が 5 現場 (5.7%) の順となっています。



(参考) 主な労働安全衛生法違反の態様

事項	労働安全衛生法違反の態様
墜落災害の防止 (安衛則第 519 条・第 563 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等において、墜落防止用の囲いや手すり等を設けなかった(第 519 条)。 ・高さが 2 メートル以上の足場の作業床において、墜落防止用の手すりや中さん等を設けなかった(第 563 条)。
安全通路の確保、保持 (安衛則第 540 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な通路を設けなかった。
建設機械災害の防止 (安衛則第 158 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・車両系建設機械を用いての作業中、労働者への接触防止措置を行わなかった。
作業主任者の周知 (安衛則第 18 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・足場の組立等作業主任者の氏名及び作業主任者に行わせる事項を作業場の見やすい場所に掲示しなかった。
感電災害の防止 (安衛則第 338 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・移動電線を車両等が通行する通路面で使用した。
クレーン災害の防止 (クレーン則第 70 条の 5)	<ul style="list-style-type: none"> ・移動式クレーンを用いての作業中、アウトリガーの張り出しが片方だけであった。
昇降設備等に関する措置 (安衛則第 526 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが 1.5 メートルを超える箇所で作業を行わせるに当たり、労働者が安全に昇降するための設備を設けなかった。

* 安衛法:労働安全衛生法 安衛則:労働安全衛生規則 クレーン則:クレーン等安全規則